

令和元年度 第1回社会教育委員会議

日時：令和元年 5月17日

開会：午後3時00分

○宮垣課長 それでは定刻になりましたので、ただいまから、令和元年度第1回社会教育委員会議を始めさせていただきます。

私、生涯学習スポーツ振興課長の宮垣と申します。

社会教育委員の任期は、平成31年3月1日から2カ年となっており、本日は委嘱後初めての会議であり、本来でしたらお一人ずつお名前をお呼びして委嘱状を交付させていただくところではございますが、時間の都合上、各委員のお席に置かせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

したがいまして、今期初めての会議ですので、議長、副議長が決まっておりません。決まりますまで進行役を務めさせていただきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては御多忙中、御出席賜りまことにありがとうございます。

それでは、会議を進めさせていただきます。

失礼して着座させていただきます。

この会議については、議事録作成のために、録音をさせていただきます。

なお、本日の議案である図書館にかかわることは、皆さんの関心が非常に高い事案となっておりますことから、情報公開請求があった場合には、情報公開させていただくことを了承させていただきたいと思っております。

会議を始める前に、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

白江委員につきましては、本日、欠席の連絡をいただいております。過半数を超えておりますので、会議は成立しておりますことをお知らせします。

それでは、会議に入らせていただきます。

まず初めに、教育長より御挨拶を申し上げます。

○首藤教育長 皆さん、こんにちは。本日は令和元年度第1回守口市社会教育委員会に公私、御多忙中の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げたいと思っております。

まず、皆様方におかれましては、日ごろより本市の社会教育の発展に御尽力いただきまして、まことにありがとうございます。この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて、本市においては、生涯学習活動の拠点として、平成5年に開館した守口市生涯学習情報センターにおいて図書フロアを設け、図書館に準じた事業を展開しながら、市民の教育の進行及び文化の発展に努めてまいりましたが、開館後、25年が経過し、時代の変化や市民ニーズへの対応を踏まえ、新たな生涯学習活動、またコミュニティ活動の拠点として再生・活性化が求められております。

社会教育委員会議におかれましても、過去から老朽化が進む社会教育施設の更新について、実際に施設に赴くなど調査をした上で、御議論いただき、平成25年1月23日

付で教育委員会に対し、社会教育関係施設の更新について建議を御提出いただいております。

建議の中では、施設更新に際して学習支援機能はもとより、多機能型の施設となるよう、また、効率的・効果的な運営に努めるよう御意見をいただいております、教育委員会としましては、生涯学習情報センターの図書館機能の拡充とともに、施設の活性化を図る必要があるものとして、施設更新の方針を考えておりました。

その後、生涯学習に関する事務については、御存じのとおり、市長部局に移管したところではありますが、平成30年9月に守口市生涯学習情報センター改修基本構想を策定し、論議を進める中で、守口市として図書館法に基づく図書館として、令和2年4月1日の開館に向け、整備を進めるに至ったところでもあります。

全国的な流れに目を向けますと、近年、新たな形態の図書館の整備や運営が全国的に広まっている中で、より多くの市民が利用する魅力ある図書館づくりが注目されています。

市立図書館において、どういう事業運営が行われるかということについては、非常に重要なことであり、市議会及び市民の関心も高く、教育委員会としましても、期待の高さを感じております。

市立図書館の運営方針については、国が示された基準も踏まえ、社会の変化や、地域の実情に応じ、図書館事業の実施等に関する基本的な運営方針として、広く市民に公表するものとして、策定してまいります。

市立図書館の設置は、本市の社会教育施設の大きな転換となります。皆様方におかれましては、本日、「（仮称）守口市図書館運営方針（案）」について、社会教育、または生涯学習の発展に寄与する御意見、御議論をいただければと思っております。

本日は、何とぞよろしくお願い申し上げます。冒頭の挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

○宮垣課長 ありがとうございます。それでは本日、御出席いただいております委員を御紹介させていただきます。

名簿順にお呼びさせていただきます。

奥村孝二委員。

○奥村委員 奥村です。よろしくお願ひいたします。

○宮垣課長 縄田文子委員。

○縄田委員 縄田です。よろしくお願ひいたします。

○宮垣課長 山田正行委員。

○山田委員 山田でございます。よろしくお願ひいたします。

○宮垣課長 津嶋恭太委員。

○津嶋委員 津嶋でございます。よろしくお願ひいたします。

○宮垣課長 田中常雄委員。

○田中委員 田中でございます。よろしくお願ひいたします。

○宮垣課長 深田政好委員。

- 深田委員 深田でございます。よろしくお願いいたします。
- 宮垣課長 上野美由起委員。
- 上野委員 上野です。よろしくお願いいたします。
- 宮垣課長 新井幸子委員。
- 新井委員 新井でございます。よろしくお願いいたします。
- 宮垣課長 古来勢津子委員。
- 古来委員 古来でございます。よろしくお願いいたします。
- 宮垣課長 また、本日、御欠席されております白江俊和委員は前期から継続で委員にお入りいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、担当の職員を紹介させていただきます。

市民生活部白井秀樹部長でございます。

- 白井部長 市民生活部長の白井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 宮垣課長 生涯学習・スポーツ振興課、酒田課長代理でございます。
- 酒田課長代理 酒田です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 宮垣課長 生涯学習スポーツ振興課、藤井主任でございます。
- 藤井主任 藤井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 宮垣課長 同じく生涯学習スポーツ振興課の山口でございます。
- 山口課員 山口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 宮垣課長 最後に私、生涯学習スポーツ振興課長の宮垣です。よろしくお願いいたします。

それでは、会を進めてまいります。教育長と部長におかれましては、他の公務も控えておりますので、失礼かとは存じますが、ここで退席させていただきます。

- 教育長・部長 よろしくよろしくお願いいたします。
- 宮垣課長 それでは、本日の議題に入らせていただきます。

議題1に正副議長の選出ですが、まず議長については、いかが取り計らいましょうか。

- 委員 深田委員にお願いしたいと思います。
- 宮垣課長 深田委員というお声がありましたが、皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 宮垣課長 異議なしとお声をいただきました。

それでは、深田議長に就任の御挨拶とこれからの議事進行をお願いしたいと思いますので、議長席にお願いします。

- 議長 ただいま御紹介にあずかりました深田でございます。よろしくお願いいたします。

実際、ここ何年かさせてもらってる中で、ほんとにできなかったなという不満ばかりがいっぱい自分自身にもありまして、今回は、名誉ある議長をさせていただくということで、少しは勉強もし、皆さんとともにいろんな議論を闘わせながらやっていきたいというように思いますので、今後ともまたよろしくお願いいたします。

それでは、副議長はいかがさせていただきましたらよろしいでしょうか。

(「議長一任」という声あり)

○議長 ありがとうございます。それでは新井委員にお願いいたします。
どうでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 では、新井委員、よろしくお願ひいたします。御挨拶を。

○副議長 特に何もできませんが、議長のお力添えで皆さんと一生懸命にやっていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長 では、次に委員の皆さんは議事運営をよろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですが、議題2「(仮称)守口市立図書館運営方針(案)」についてを議題といたします。

まずは、守口市立図書館運営方針について、事務局より説明を受けます。よろしくお願ひいたします。

○事務局 案件説明の前にお手元の資料の御確認をお願ひいたします。

本日、机の上に置かせていただいております資料が、本日の議事次第及び社会教育委員名簿でございます。次に置かせていただいているんですけども、「(仮称)守口市立図書館運営方針(案)」と「第2次守口市子ども読書活動推進計画(案)」でございます。

以上、不足している資料はございませんでしょうか。

最初に今後の図書館の開館へのスケジュールについて御説明させていただきます。

本日、社会教育委員会議におきまして、「(仮称)守口市立図書館運営方針(案)」につきまして御議論いただき、頂戴した御意見を踏まえ、5月末の教育委員会定例会におきまして、「(仮称)守口市立図書館運営方針(案)」につきまして、御議論いただく予定としております。

その後、6月1日から6月30日までの30日間、パブリックコメントを行い、市民の方々からの御意見を踏まえ、再度、7月に社会教育委員会議にて御議論いただき、7月教育委員会定例会におきまして、「(仮称)守口市立図書館運営方針(案)」を策定するといった予定でございます。

運営方針策定に合わせ「図書館設置条例案」及び「図書館指定管理選定委員会条例案」につきましても、9月市議会におきまして、「生涯学習情報センター廃止条例案」とともに御審議いただく予定としております。

また、運営方針案でも記載しておりますが、市立図書館の運営につきましては、指定管理者制度を導入するものとして、業者選定を10月から11月末に行い、指定管理者候補者団体を決定いたしまして、12月市議会におきまして、御審議いただく予定としております。

工事につきましては、本日、午前中に入札が行われました。速やかに仮契約を行い、6月市議会におきまして、御審議いただき、本契約し、7月に着工する予定となっております。

完成につきましては、1月末の予定となっております。

また、図書管理システム、図書購入及び備品購入につきましては、条例と合わせ、9月市議会におきまして、補正予算を計上する予定としておりまして、4月に向け購入等を行う予定としております。

また、4月1日のオープンに当たり、式典を行えればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、「(仮称)守口市立図書館運営方針(案)」につきまして、御説明させていただきます。

章を第1章から、第3章までの3本立てにしております。

まず、第1章の「運営方針策定にあたって」につきましては、1、運営方針策定の趣旨。2、図書館にかかわる国の動向。3、運営方針の位置付けの3項目として策定しております。

次に第2章の「市立図書館運営の基本的な考え方」につきまして、1、基本理念。2、市立図書館サービスの提供。3、学びの充実と課題解決支援機能の拡充。4、子ども読書活動の推進。5、効果的効率的な運営体制の構築の5項目として策定しております。

そして、第3章の「市立図書館運営方針」につきましては、運営方針1、図書館サービスの充実した図書館。運営方針2、学びと課題解決を支援する図書館。運営方針3、子ども読書活動を推進する図書館。運営方針4、効果的・効率的な運営体制の図書館の4項目とし、それぞれの運営方針に対しまして、取り組みの方法を策定しております。

それでは第1章の運営方針の策定にあたっての、1、「運営方針策定の趣旨」から御説明させていただきます。

先ほど、教育長の挨拶にもございましたが、平成5年に守口市生涯学習情報センターを設置し、図書フロアを設け、図書館に応じた事業を展開しながら、市民の教育の方針及び文化の発展に努めてまいりましたが、開館後25年が経過し、時代の変化や市民ニーズへの対応を踏まえ、新たな生涯学習活動、またコミュニティ活動の拠点として再生・活性化が求められております。

全国的にも、近年、新たな形態の図書館の整備・運営が広まっている中、より多くの市民が利用する魅力ある図書館づくりが注目されています。

そうした中で、本市といたしましても、図書館法に基づく図書館として再生するとともに、単に図書の閲覧や貸し出しにとどまらず、市民ニーズに対応した適切な蔵書数や、図書サービスの進化と多元化を図っていくとともに、市民の活動拠点として、乳幼児から高齢者までの多世代の利用を促進し、活動の多様化・活性化を図り、市民が「集い・学び・交流する」施設の実現をめざすため、国が示した「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を踏まえ、「(仮称)守口市立図書館運営方針」を策定するものとしております。

2の「図書館にかかわる国の動向」についてでございますが、図書館の今後の役割として、文部科学省では、「これからの図書館の在り方検討協力者会議」が設置され、その報告書にもまとめられ、その中に社会状況の変化を踏まえ、これからの図書館サービスに求められる新たな視点として、図書館がめざすべき図書館像として役に立つ図書館

をそのキーワードとして1つ目が「図書館活動の意義の理解推進」、2つ目が「レファレンスサービスの充実と利用促進」、3つ目が、「課題解決支援機能の充実」を挙げております。

当報告書では、住民の課題解決のために図書館による支援を重要視し、地域の実情に応じた情報提供サービスの必要性も説いており、課題解決支援機能の充実を今後の図書館の役割の一つとして重視する姿勢を示しております。

その上で平成20年6月には「図書館法」が改正され、平成24年12月には「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が施行されました。

当該基準では社会状況や図書館へのニーズの変化に対応した新たな図書館の役割が示され、市立図書館事業の実施等に関する基本的な運営方針を策定し、公表するように努めることとされております。

3の「運営方針の位置付け」についてでございますが、この運営方針につきましては、「第5次守口市総合基本計画」の施策である「基本目標1 学びとつながりを深め、豊かな心と生きる力が育つまち」に位置付けられています。

この方針の関連計画といたしまして、平成23年3月に策定した「第5次守口市総合基本計画」、平成25年5月に策定した「第2次守口市生涯学習推進計画」や平成23年5月に策定した「守口市子ども読書活動推進計画」がございます。

次に、第2章の「市立図書館運営の基本的な考え方」の1、「基本理念」を御説明させていただきます。

平成30年9月に策定した「守口市生涯学習情報センター改修基本構想」を踏まえ、市立図書館として、図書サービスの拡充と、市民の活動を支援するコミュニティ機能を備えることによって、生涯学習機能の拡充を図ることにより、市民が主体的に「集い・学び・交流する」図書館を目指したいと考えております。

2、「市立図書館サービスの提供」につきましては、(1)の「市立図書館としての図書サービスの充実」といたしまして、市立図書館は社会教育機関として、乳幼児から高齢者に至る幅広い年齢層の市民に対しまして、主体的に生きるための力の育成に寄与する必要がございます。

また、身近な地域の情報拠点として、資料提供を通じて、市民のレクリエーション等に資するとともに、課題解決に向けて支援するために、市民のさまざまな情報提供の求めに応じたレファレンスサービス機能の拡充、また、ICタグによる自動貸し出しサービスの導入など、利便性の向上も図りながら、図書館の根幹的な図書サービスにより、一層の充実に努めます。

(2)の「資料と人、人と人がつながる滞在型図書館」では、少子高齢化の進行により、日常的に長時間図書館を利用する市民が増加している状況や、図書館への自習室設置等のニーズがある状況を踏まえる必要があると考えております。

市立図書館の設置に当たりましては、全ての市民にとって利活用しやすい施設を目指すとともに、従来の図書等の貸し出しを中心とした人と資料をつなぐサービスを行うだけでなく、市民の活動を支援するコミュニティ機能を備え、多世代の利用と活動の多様

化、活性化を図り、図書館という空間を通じて、人と人がつながる滞在型図書館を目指していきたいと考えております。

3の「学びの充実と課題解決支援機能の拡充」につきましては、(1)の「レファレンス機能の拡充」といたしまして、身近な地域の情報拠点の役割を果たす市立図書館として市民ニーズを迅速に把握するため、情報収集、調査を中短期的に行いながら、積極的に情報提供ができる環境を備え、課題解決に向けての支援を行っていくとともに、市民の情報活用能力育成に向けた相談窓口の開設や講座等の開催につきましても、積極的に取り組みを進めていきたいと考えております。

(2)の「学びの充実」といたしまして、図書サービスの拡充と市民の活動を支援するコミュニティ機能の融合を図ることにより、自由に学習の方法や活動の場を選択できる幅をふやし、自分に最適な方法で生涯にわたって学習・活動できる機会を提供したいと考えております。

4の「子ども読書活動の推進」につきましては、「守口市子ども読書活動推進計画」に基づきまして、子ども達が読書の楽しみを知ることができるよう、また、あらゆる機会と場所において、自主的に読書ができるような環境づくりに取り組むとともに、情報拠点の役割を持つ市立図書館として各関係者機関との連携を深めつつ、子ども達の発達段階や特性に応じた読書活動の推進役となる取り組みを進めたいと考えております。

5の「効果的・効率的な運営体制の構築」につきましては、本市の読書活動の振興を担う機関といたしまして、また、身近な情報拠点といたしまして、市立図書館の運営・役割を果たすために、質の高い図書館サービスを維持するとともに、運営の状況に関する点検及び評価を行いつつ、適切なサービスの提供を努める必要があると考えられます。

そのため、運営に当たっては、図書館自ら、効果的・効率的な運営方法と体制を構築することで、資源を運営し、それを新たなサービスに充てることで図書館の魅力を高めようと考えております。

次に、第3章の「市立図書館運営方針」でございますが、運営方針としまして、図書館サービスを充実した図書館、資料・情報の収集・提供・保存は図書館のサービスの根幹をなすサービスであることから、市立図書館は図書館サービスである資料・情報の収集、提供・保存機能の拡充、イベントの開催等に努めるとともに、市民の活動を支援し、人のふれあいや地域社会とのつながりを深めるコミュニティ機能を備えた魅力的な図書館を目指したいと考えております。

その運営方法の取り組み方といたしまして、一つ目に「蔵書数の拡充と資料の充実」、2つ目に「資料・情報提供機能の充実」、3つ目に「図書空間の効果的活用」としております。

1つ目の「蔵書数の拡充と資料の充実」につきましては、現在、生涯学習情報センターに約17万冊の蔵書がございますが、市立図書館では、市民ニーズを把握し、図書等の収集・整理・保存に努め、計画的に蔵書数の拡充を行っていきたいと考えております。

現在の生涯学習情報センターの蔵書状況につきましては、6ページに載せております平成30年度生涯学習情報センター資料・蔵書状況となっており、収書につきましては、

各分野において基礎的な資料から専門的な資料まで「（仮称）守口市立図書館資料収集方針」を策定いたしまして、収集を行いたいと考えております。

今後の蔵書数の拡充計画といたしましても、6ページに載せておりまして、この表につきましても、令和2年からの5年間で計画的に蔵書数の拡充を図っていく計画を表にしたものでございます。

2つ目の2の「資料・情報提供機能の充実」につきましても、資料・情報の提供につきまして、貸し出しサービスや、障害者向けの対面読書だけでなく、図書館の根幹的なサービスであり、レファレンスサービスをより充実させ、市民のさまざまな疑問の解決に向け、支援しようと考えております。

利用者の多くは、レファレンスサービスの存在すら知らないという利用者が多いことから、利用者への周知を積極的に取り組むとともに、要所に設けた専用スペースにおきまして、市民による一層の利用を促し、情報提供機能の充実に努めます。

3つ目の「図書館の効果的な活用」につきましても、乳幼児から高齢者に至る幅広い年齢層の市民に対し、快適に利用しやすい図書空間の創出に努めていきたいと考えております。

個人の趣味やサークル活動における知識の習得や、疑問解決を読書につなげるとともに、これを実践できる場を設けることにより、より市民の探求性の向上に努めます。

また、本を読むことができるブックカフェなど飲食が可能なスペースを設け、くつろながら読書が楽しめる環境を提供し、人と人とのつながりも生む空間づくりを行っていききたいと考えております。

次に、運営方針2といたしまして、「学びと課題解決を支援する図書館」といたしまして、家庭生活や職業上の疑問などの課題に対し、得た情報を活用する知識・技術を身につける機会が提供されることは、課題解決に向けた近道を知ることとなり、とても有意義なことだと考えられると思われまことから、市立図書館といたしましては、多くの市民が関心のある身近なテーマにつきましても、積極的な資料・情報提供の働きかけを行いたいと考えております。

この運営方針の取り組み方といたしまして、1つ目に「課題解決支援機能の拡充」。2つ目に「市民の学習活動を支援する機能の拡充」。3つ目に「多様な学習機能と活動の場の提供」。4つ目に「歴史を学び、歴史や文化に触れることができる場の提供」としております。

1つ目の「課題解決支援機能の拡充」につきましても、課題解決に向けた情報活用能力は、市民が必要とする知識・技術であるため、その習得に向けた各種講座等の開催など、重点的に取り組みを進めるとともに、身近な分野につきましても、資料、情報提供はもとより、レファレンスサービスの充実に努めようと考えております。

2つ目の「市民の学習活動を支援する機能の拡充」につきましても、自学自習、グループ学習にもできる場の提供を行い、小・中・高等学校の児童・生徒を初め、学習意欲のある市民の学びを支援し、自主的に生きるための力を育んでもらうとともに、free Wi-Fiといったネット環境を整備し、パソコン等を持ち込める閲覧席の設置を行

い、市民の自主的な学習活動を支援しようとしております。

3つ目の「多様な学習機能と活動の場の提供」につきましては、市民の多様な学習ニーズに応じ、講座やイベント等を開催するなど、学習機能の提供を行うとともに、音楽やダンス、演劇などの活動ができるコミュニティ機能を備え、図書サービスと融合させることにより、市民の多様な活動を支援しようとしております。

4つ目の「歴史を学び、歴史や文化に触れることができる場の提供」につきましては、古文書など、郷土資料の保管・展示を行い、市民の方々が広く守口の文化や歴史を学ぶことができるよう取り組むとともに、守口の歴史や文化に触れることができる場として積極的に市民の魅力発信を行いたいと考えております。

次に、運営方針の3といたしまして、「子どもの読書活動を推進する図書館」としております。

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものとし、人生をより深く生きるための力を身につけていく上で、欠くことができないものです。そのため、「守口市子ども読書活動推進計画」に基づきまして、子どもが読書に親しめる環境づくりを進めようと考えております。

その運営方針の取り組み方といたしましては、1つ目の「読書のきっかけづくりの充実」、2つ目の「読書環境の充実」としてしております。1つ目の「読書のきっかけづくりの充実」につきましては、読書の必要性の意義につきまして、各関係機関と連携し、子ども達の理解を深めるとともに、市立図書館の使い方に関するオリエンテーションや、出前授業を実施するなど、情報提供を積極的に行い、また乳幼児期の子どもに対する取り組みといたしまして、定期的なお話会の開催や「こども読書の日」、「読書週間」におけるイベント等を開催するなど市立図書館といたしまして、読書の大切さについて啓発を行っていきたいと考えております。

2つ目の「読書環境の充実」につきましては、児童に対する取り組みといたしまして、学校図書館とのさらなる連携に努めるとともに、参考資料やレファレンスサービスの充実などにより、調べ学習や、自主学習の支援を行います。

また、市立図書館司書と学校図書館司書や学校図書館担当者教育の合同研修会を実施し、連携に努めるとともに、団体貸し出しの運用の簡素化、お話ボランティアの派遣など、学校での読書活動の支援に努めたいと思っております。

中・高校生に対する取り組みといたしましては、自主学習や、グループ学習に活用できる資料の収集と工夫した書架レイアウトに努めるとともに、互いに本を魅力的に伝え合えるようなイベントを企画していきます。

また、障がいのある子どもに対する取り組みといたしましては、音訳・点訳図書、LLブック等の資料を量・質とともに充実させるとともに、子ども達の読書をサポートする機器やサービス利用促進を図ります。

また、家庭での読書を促すため、学校をはじめとした関係機関と連携を深めながら、支援するとともに、将来的には、図書館と学校図書館のシステム連携など、市内の各施設での所蔵している資料をより効率的に利活用できる環境の構築に努めてまいります。

次に運営方針4といたしまして、「効果的・効率的な運営体制の図書館」とし、市立図書館は市民ニーズを踏まえた課題解決支援型の図書館といたしまして、また、特色のある滞在型図書館として、新たなサービス展開が必要となりますが、そのためには市立図書館自らが効果的・効率的な運営体制を構築することで、資源を生み出していく必要がございます。

その運営方針の取り組み方といたしまして、1つ目の「効果的・効率的な図書館運営」、2つ目の「点検評価の徹底及び公表」、3つ目の「図書館職員の人材育成」、4つ目の「ボランティア育成及び活動の支援」としております。

1つ目の「効果的・効率的な図書館運営」につきましては、効果的・効率的な図書館運営を実現するため、また、民間ノウハウを最大限に生かした特色ある事業を実施するため、指定管理者制度の導入を行います。

また、事業運営にあたりましては、図書館に付随したスタジオや、会議室におけるコミュニティ活動などにつきまして、適切な受益者負担の導入を図り、新たなサービス展開に充てる資源を生み出すとともに、開館時間やブックカフェの運用など、市立図書館全体としてのサービスを向上させ、利用価値の高い図書館を目指したいと考えております。

2つ目の「点検評価の徹底を及び公表」につきましては、市立図書館の向上を目指すため、図書館サービスや、実施事業など、定期的に点検評価を実施し、公表するとともに、図書館サービスにつきまして、利用者の意見を取り入れるため、利用者へのアンケート調査を実施していきたいと考えております。

3つ目の「図書館職員の人材育成」につきましては、多様化する市民ニーズに応える図書館運営を行うためには、専門的スタッフの育成が重要となり、図書館サービスの中心となる司書におきまして、個々のスキルアップを図るため、各種研修に参加するなど、より専門性の高い職員を育成し、市民サービスの向上に努めたいと考えております。

4つ目の「ボランティアの育成及び活動の支援」につきましては、読書活動に関するボランティア向けの講座や講演会を開催し、ボランティアを育成するとともに、継続的なスキルアップ支援を行います。

また、市立図書館でのボランティア活動の場の提供を行い、人と人がつながる図書館を目指します。「(仮称)守口市立図書館運営方針(案)」につきましては以上でございます。

○事務局　続きまして、この「(仮称)守口市立図書館運営方針(案)」と同時に皆様には、「第2次守口市子ども読書活動推進計画」を送らせていただいておりますが、こちらのほうも一緒にパブリックコメントをさせていただく予定としておりますので、参考資料として付けさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長　説明が終わりましたので、第1章から第3章までありますので、章に分けて御質問、御意見を受けたいと思います。

第1章で御質問、御意見はございませんでしょうか。

○委員　先ほどの「第2次守口市子ども読書活動推進計画」、これもつけてパブリッ

クコメントも求めるということでしたが、図書館にかかわる国の動向の中で、読書活動推進計画の中では、2001年の法律等ありますよね。でしたら読書活動推進計画の1ページ目の計画の位置付けの2の計画のすぐ下に、子どもの読書活動推進化する法律があるわけですがけれども、これぐらいは入れておいたほうがいいかなと思いました。というのは、「図書館にかかわる国の動向」というので、文部科学省ではというのがあって、ここの国の動向の中では、図書館に関しては割と書いてあったんですけども、「子どもの読書活動」もあるというのをちょっとつけ加えたほうがいいかなという印象を持ちました。

○事務局 はい。わかりました。

○議長 ほかにないでしょうか。

なければ、第2章のほうに移りたいと思いますけれども、どうでしょうか。

第1章で御質問、御意見が今委員のほうから出された意見だけでしたので、第2章のほうに移りたいと思います。

第2章で御質問、御意見はございませんでしょうか。

奥村委員。お願いします。

○委員 文言としては、最後の5の「効果的・効率的な運営体制の構築」の部分の文言なんですけれども、後にも出てきますが、運営に当たっては、人材の育成や適正な配置はもとより、図書館自らが体制を構築するというような、自らという言葉がありますが、自らとは誰を指すんですか。

○事務局 こちらにつきましては、図書館は指定管理業者の運営という形で考えているんですけども、運営してる図書館自らが生み出すということで、人を指しているわけではなくて、図書館自体がということが正しいのかもしれないですが。

○委員 その図書館というものが体制というか、それ自体が自ら考えていくのは、これはとても大事なことなので、図書館法とかでもいろいろ出てくる文言であったんじゃないかと思います。だから、いわゆる行政から仕組んでいくというものではないんだというのが、図書館法全体に流れている部分があるので、そこは自らという言葉は適切だとは思っていますが、ただ、事業評価等も行っていく中に自らという言葉がどう絡んでくるのかによっては、自らというのを行政が責任をとれるのかということとか、事業者任せにならないのかというようなこと、あるいは、事業者自身がきちんと自らという言葉を重要にして、きちんといろいろと企画、研究をしていくということをちゃんと含めているのかどうかということはお尋ねしたかった案件でございます。

○事務局 委員のおっしゃるとおりで、行政からの仕掛けもあり、それを踏まえて指定管理業者がどういった運営をしていくのか、それが合わさって図書館自らというニュアンスで入れさせていただいております。

○委員 はい。ありがとうございます。

○議長 ほかの質問はございませんか。

○委員 3ページのイメージのど真ん中に生涯学習機能の拡充というのが大きくあって、本当に本を貸し出すだけではなくて、こういうことを中心に置かれるんだなという

のを見て思ったんですが、業者が運営していくけれども、生涯学習機能を非常に拡充していくということは、どう、これから持っていかれるのかなど。市民の意見をすごく聞く体制をつくれるんだろうと読ませていただいて思ったんですけれども、そういうことも教えていただきたいと思います。

○事務局　こちらにつきましては、昨年度、策定した基本構想にも書いていた理念なんですけれども、今までのいわゆる図書の貸し出しサービスだけの図書館サービスだけではなくて、市民の方々自らが学んだり、図書以外の部分でも活動したりというのを、図書館自身がサポートしていく、支援機能ですけども、それをもって図書を中心としてはなるんですけれども、生涯機能の拡充を目指していくというイメージでございます。

具体的には、市としてこういった理念があって、指定管理業者さんがうちはこんなことができますよと提案をしてくれると思うんですけれども、ノウハウを生かして、新しいアイデアが出てくるのではないかなと思っておりますし、今まで行政がやってきた、生涯学習活動という中でも守っていないといけない部分もあるというふうに感じております。

○議長　はい。ありがとうございます。

○委員　具体的にはこれからまた聞きながらということですかね。

○事務局　指定管理者の募集もこれからですので、そのときは当然この理念が載ってきますので、会社独自の提案という部分でどう捉えているのかという部分もやっぱり委員さんも見えていただいて、最終的に決定するということになります。

○議長　はい。ありがとうございます。ほかにありませんでしょうか。

山田委員、お願いします。

○委員　滞在型というアイデア、これもコミュニティのあり方でいいんですが、仮に市民の中で多少計算したい人が出てきて、その滞在というのを何時間に考えるかと。仮に2時間だとして、椅子の数と2時間考えると1日何人の利用があるかと。仮に100%だったら窮屈で、80%だと計算する。すると、守口市の市民の人口を見たときに、どれだけ対応できるのかというようになったときに、どうかなと思ってるわけですね。そういう説明ができるかどうか。

つまり滞在型というアイデアはまあいいだろうけれど、実際にそういうことが本当にできるかというような話になるわけで、その場合は、コミュニティセンターとの連携であるとか、ここに来なくてもコミュニティセンターで総合貸借とかできるかどうかまた別ですけども、そういうのがあったり、あるいは、移動図書館というのは守口市では、やってますかね。

○事務局　いえ、やってないです。

○委員　では、あえて書かなくてもいいです。ここでの滞在というのものもあるんですけども、図書館も外に開放して、なかなか図書館に来られない人にもゆっくり本が見られるようなそういう配慮もしてますという、そこら辺は用意しておいたほうがいいかなという思いでございますね。

○事務局　この図書館だけのキャパシティで受けきるのではなくてということす

ね。

○委員　　ここら辺の表現は後で考えてください。

○事務局　　わかりました。

○委員　　要はただ単にアイデアだけで、しっかりとキャパシティーもないのに言うてるんじゃないくて、そこら辺を十分に考えた上でこの図書館をよりよくする、そういう心構えがあったりすると、市民からの質問や疑問等でもいろいろ対応できるかなというふうには思った次第でございます。

○事務局　　はい。わかりました。

○議長　　じゃあ、以上で質問・御意見がなければ。

○委員　　今も意見として滞在型図書館ということで、ここにも図書館への自習室の設置のニーズということで、これは今までもなかなか学生さんとか生徒さんにすると守口市内でゆっくりとかしっかり自主学習とかそういうことをするスペースとか席数は足りてないという声も実際に私自身も肌で感じてたんですけども、これがまたこの以上の設計でかなりスペースもとっていただけるといのは、これは主にこれからの学習面、学生さんの充実したレファレンスのこともそうですけれども、これからいろんな自主学習ができるのかなと思うんですけども、一方でこの常に静かであることが求められるということで、コミュニケーション、コミュニティの機能ということなので、これも前回出た危惧する部分で、ダンスの部屋であるとか、音楽であるとか、子どもさんを連れてのことでということで、階が分かれてたりして、一定、音という意味では適度な音になるのかもしれないですけども、一方先ほどの話、人数の関係、全体、守口市としてそういう場所がなければ、一極集中でたくさん集まってこられた場合にそれが本当に耐え得るといのか、できる環境にあるのかどうかとか、これは始まってみないとなかなかわからない部分はあると思うんですけども、実際想定しているような形でそういう学習が心地よくできるのかどうかとか、またコミュニティとして集ってといので、その辺のやはり想定する部分は数値であらわすのは難しいと思うんですけども、この辺の一定のアンケート、出てきますけれども、そういうところの読みといのか、見通しといのか、この辺については指定管理者でとられるところも含めて、うまく計画していけるのか、そのあたりといのは今後はやはり始まってみないとわからないわけですかね。

○事務局　　そうですね。実際、私どもといたしましては、今まで以上の子どもさんたちもそうですし、大人の方もそうですけれども、自習室の利用とか、子どもさんを連れてた親御さんの来館を見込んで整備するので、入り切れないといのは、すごい喜ばしいことなんですけれども、実際、そうなったときに、どう対応できるといのは、持っておかないといけないのかなというふうには思っております。

　　そういったところで言いますと、自習室だけではなくて、フリースペースもつくってまますので、そういったところの活用とか、また3階の会議室とかも利用がなかったら、運営の中で自習室としてオープンしてもいいのかなというふうな、指定管理者さんとのお話しになるかもしれないですけども、そういったもので対応していけたらと思ってお

ります。

○委員 始まってからのこともあると思うんですけども、やはりそういう計画に沿った形でいくように、柔軟性も持っていただく必要があるのかなと、それから I C タグによる自動貸し出しサービスとかの利便性ということで書かれているんですけども、これもいろんなシステムがあると思うんですね。今、本当にスマホの所有率とか学生も含めてかなりの率になっているので、高齢者の方もそうですけれども、今まではなかなかどういう蔵書があるのかとか、書籍の検索というんですか、なかなか全部が全部すぐにどこにあるとか、どれだけあるというのは見られてなかったのかなと思うんですけども、現在から、I C タグ自動貸し出しサービス導入ということで大きく変わる点というのは、かなり変わるんですか。現状もほぼそういう状況ができていて、またそういうふうに追加でというか、また別の機能が入るようなイメージなのか、どうでしょうか。

○事務局 今までは、受付カウンターに持って行って司書さんにバーコード読みをしていただいたの貸し出しというのがスタイルなんですけど、I C タグということになりますと、自動貸付機を利用して、自分が読みたい本をそこに置けば、一瞬で読み取って貸し出しができるという、時間も手間も少なくなります。また、本のセキュリティを館の出入口に設けることで、館内どこへ持って行って本を読もうが、警報音がなることがない。今までは2階から出ようとする借りてからしか出られないという状況がありましたが。今度は、館内どこでも表に出ない限りは利用できるという、そういう利便性もあります。そういった部分で利用者は自由に館内どこでも行けますし、借りるときも自分でピッとやって借りて帰れるということで、利用者にとってすごく便利になるのではないかと思います。

○委員 これはそうすると館内のことは、今理解できたんですけども、在宅でいながらも、例えば、事前に予約をしてとか、そういうのは全て検索して、そこでもってそれを借りに行くということは可能なのかとか、また返すところで、今であればエナジーホールであるとか、それぞれコミュニティセンターにあったんですかね、いわゆる公民館でも返せたりしたのではなかったかなと思うんですけども、こういうシステムは。

○事務局 そこは変わりません。そのまま今の予約もできますし、返すのは、例えば、ムーブで借りたとして、エナジーで返しても良いです。それは変わらないので、利用者さんの利用しやすい、そういうシステムは変えることも考えてませんので、利用者さんを中心に考えてます。

○委員 広く図書に触れていただくということで、計画でこれも蔵書をふやされることですので、そういう意味では、ここの自動貸し出しサービスにおいて、最新のできる限りそういう借りやすい環境づくりというのはいろいろとチョイスいただいて、できる限り広く図書に触れていただくというふうに努力していただきたけたらなと思っております。

○議長 次は、縄田委員、お願いします。

○委員 資料の中に市民のニーズとか市民のニーズを的確に捉えるというのがたくさん出てくるんですけども、その市民のニーズというのは基本的な考え方とか運営方針

に当然かかわってくると思うんですけれども、どんな蔵書を増やしたらいいですかとか、そういったことは指定管理者さんのほうでされるのかなという気もするんですけれども、そういう根本的なニーズの把握というのは、市のほうで定期的にされる予定みたいなのはあるんですか。

○事務局　今までもアンケートを集計して指定管理業者さんが動いてたというのはあるんですけれども、図書館が開館してからは、指定管理者さんもアンケート等は実施していただくとは思いますが、図書館となりますので、市のほうでしっかりそれを把握して調査・研究して、今一体何が求められてるのかというのは、柔軟に運営のほうに毎年評価する形になりますので、していければなというふうに思っております。

○委員　関連ですけれども、公立の場合、普通、図書購入には図書選定委員会を組織してやりますけれども、そのあたりも指定管理になった場合に、どんなシステムで選定委員会として設置できるのかというようなことがまた課題になってくるのかなと思うところで、先ほどから指定管理をお願いする中で、すごく活性化する部分とやはりきちっと行政サイドなり、もちろん市民サイドということですが、きちっと評価点検ができるシステムは持っておかないと、業者サイドの一方的な価値観で変わってしまう恐れがあるということもあるので、お伺いしたいです。

○事務局　市のほうでも今案をつくっております、選書方針という基準というのを設けて、それを指定管理のほうにお渡しして、選定委員会等々、月もしくは週に1回開催しなさいとか、そういうところまで細かく指示をして、予約で他市からお借りしなければならぬ人気のある本とか、そういうのは積極的に購入していければと思っております。

また、先ほどから自習室の話も出てましたけれども、やっぱり中・高生がメインになるかと思うんですけれども、参考資料とか高校・大学、受験対策の問題集とか、そういう部分も配架できればと思っておりますし、そういった児童生徒が来て、そこで学習をしてもらえるというのを想定して考えておりますので、いろんな部分で、今までになかったサービスの提供という部分で、選書のほうも考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長　ありがとうございました。上野委員、どうでしょうか。

○委員　私自身が図書館というのを利用したことがほぼないので、申しわけないですけど、すばらしいなと思いつつ意見を伺わせていただいています。自習室がさっきから何回も出てくるんですけれども、うちの子もちょうど中学生で、自習室をすごく求めております。勉強する場所がやっぱり守口市内でないので、そういうところをすごく目をつけていただいて、逆に市民サイドとしては、すごくうれしいなと思いつつ、意見とか伺ってました。

○議長　ありがとうございます。

それでは、第3章で御質問・御意見はございませんでしょうか。

田中委員、お願いします。

○委員　運営方針3、「子どもの読書活動を推進する図書館」というところに、「読

書環境の充実」のところで、学校図書館とのいろいろ連携というか取り組みが書かれているんですが、先ほどのICタグのこともあるんですか、随分そういった最先端のサービスをされる市立図書館とか学校図書館は、いまだにそういった図書管理というのが、帳簿でやってるといふ、非常にアナログなところで、その温度差が何とか埋まらないかなという、随分そこに温度差を感じております。

本年度、たくさんの図書の購入費を市からいただいているんですが、その管理するのが、いまだに帳簿だということで、随分そこに図書ボランティアさんや、教員の力を注いでやってるわけですが、毎月の図書室への入室制度や貸し出しの数を毎月挙げなさいということで、そういった調査がございます。

学校として、学校図書館も市立図書館も一つだというようなところでネットワークを結べるのが一番いいのかなと。借りてきた本を例えば、学校で返しても返却してもらえとか、学校で予約ができるとか、そういった市立図書館を子供たちにとってより身近なものにするような、そういった環境整備も合わせてどこかで図っていただけたらありがたいなと。今回の市立図書館の運営方針の中では、読書活動の支援に努めていくといったところや、ビブリオバトルを開催するという、そういった取り組みについての説明はあるんですが、子供たちが市立図書館を使いやすい、あるいは、読書習慣をつけさせていくためには、そういった環境整備をしていただくことも効果があるんじゃないかなと、学校を預かる校長としてはそのように考えております。

○議長 ありがとうございます。

○事務局 市立図書館も、今、先生が言われたネットワークという部分は今回、システムのほうの更新もやりますので、まず、図書館、そこから学校とのネットワークをつなごうということで徐々に進めていこうとしているところなんです。

今、言われましたように、最終的に、学校図書館と市立図書館を結びつけて学校の本を図書館に返したら、学校に戻るとか、そこまでを将来目標として、今進めているところです。まず、図書館をつくってから、その次のステップということで、ゆくゆくは、将来的にはつなげたいという思いで進めております。

○議長 ありがとうございます。

○委員 その件ですけれども、かなり前に学校のほうでもその蔵書自体の管理がなかなかできてないというようなことで、そこでやっとバーコードをせめて貼って、やっぺいこうと。業者から入ってくる段階できちっとしたバーコードとかの表装の処理をしてもらって、それで納品をしてもらおうと、そういうことで新しい本からどんどんきちっとバーコードが載るようにと、それができれば、コンピューターで貸し出しは校内だけですけれども、それはできるじゃないかと。早くやりたい学校は手を挙げてくださいと言って、やったんだけど、1つあったかなというぐらいで、テクニク的にはバーコードを読めばできるということはあるんですけれども、なかなかそれが手間暇、もちろんお金ということができない。学校図書のほうも登録するのをだんだんさかのぼっていきたいけれども、さかのぼるだけの時間もないということで、ある程度何十年たったものから、蔵書から外していきましようということがかなりこの10年前ごろからやったわけ

ですけれども、それだけ、お金と暇がかかるということがありますので、今、御説明がありましたように、その構想はぜひ持っておいただきたいんですが、そのためには、ちょっと学校運営の予算面でもテコ入れしないと、多分できないんじゃないか。学校のほうも、これやっというてくださと言われても、多分できない仕事量になると思いますので、その辺の学校図書購入自体のほうも、計画性を視野に入れた中で、ということは、やっぱり学校教育のほうとの将来像の連携をきちっとしておかないとできないんじゃないかなど。市立図書館との最終的にはほぼパートナーとして学校図書館もあるんだという、理想像といいますか、目標像といいますか、それだけはぜひ学校教育ときちっと話を詰めていっていただきたいなと思います。

○委員 その関連なんですけれども、私は教育学の反省も込めてなんです。学校のあり方、教育実践のあり方を語る学者は多いんですけれども、学校経営という、経営のあり方もどうやって子供を管理するかというところですが、例えば、バーコードがあるんだと、それを入力するんだとか、どれだけの作業量が必要で、それだったらどれだけの雇用といいますか、延べ人数が必要で、何時間かかるかと、それをある程度計算しないとだめなんですよ。

ところがそういうようなことをやるので、だったら何々先生、やってくださいと。そういうふうな人を今度は教師の多忙化になるわけですよ。それは今さら言うと、教育学者自身が余りそういう経営、経営のためには人・物・金が必要なんですけれども、こんなのは企業だったら当然必要で、もしそれだったら何人、非常勤でも臨時でも雇って、何日かけてこれでやれとか、そういう計算をやるんですけど、なかなかない。

今のお話でしたら、そういうような構想があるんでしたら、そのためには予算がどれだけ必要で、そして何人延べ人数が必要で、これだけの作業量だったらこれでできるだろうとかいう、そういう計画は必要なんだろうなと思って、ぜひやっていただきたいなと思っております。

さらに言うと、学校だけじゃないです。社会教育も経営ですね。しかも財務ですね。それに全く疎い方々が多いので、これからの課題だろうと思っております。

○事務局 昨年度教育委員会におかれましても、学校図書館基本計画というのをつくってございまして、今、御議論、御意見をいただいた内容の趣旨は、すごいやっていかないといけないことはわかるけど、すごい手間とお金がかかるということで、それを教職員の方々に負担させてはならないということだと思いますが、当然教育委員会としてもその部分を把握してございまして、教育委員会も、市も共通理解しています。

その理解と思いいいか、学校は学校ということではなくて、支援をこの図書館もしくは図書館で働く教職員、また市としてバックアップしていかなければいけないという思いをここのところに載せさせていただいております。

○委員 加えてなんですけれども、今出てました学校の実情というのは、本当にアナログで大変だというのは、私も熟知しておるんですけれども、一方でこの推進計画にも載ってますように、3ページに子育てサークルに対する大型絵本の貸し出しとか、認定こども園というのも実際にはそこで読み聞かせとか公的な役割を担いながら、若いお母

さんとか子育て中のお母さん、お父さんが来られて、本の貸し出しとか全く同じ状況でやはりそれを独自にシステムをやってくださいということで、本の保育の質の向上ということで、本については一定購入費というのは、補助が出たりするんですけども、先ほどのシステム、これは全然統一されてなくて、いわゆる貸し出しとかも出れば出るほど、何冊誰々で、何日に返していただくとか、このシステムは正直、みんな私立の認定こども園なんかはもうマンパワーでやってられないと、人の労力と時間と先ほど先生がおっしゃった多忙化で、それにずっと携わってられないということで、システムをどんどん入れてやっていってるのが実情なんですね。ですから、できる限りシステムの統一化というのは、学校とか公的機関、認定こども園とかもあると思うんですけど、そういうところでシステム化をしていただいたらと思うので。

これがばらばらの図書システムを入れると、結局、不具合が出たりとか、こことここが競争してとか、この施設にあるのはわかるけど、ここでは読み取れないとかいうことになるので、やはりそういう状況の中で、お金もかかると思うんですけども、その貸し出しをうまくするというか、広くふれていただくには、そういうのをお願いしていきたいと思います。

○事務局 わかりました。

○委員 システムについては、既に府立図書館とか、市立図書館、それはお互いに検索で、横断的にできるようになってますよね。

○事務局 今はできるようになっています。

○委員 守口市もできてますか。

○事務局 できてます。

○委員 当然それに基づいて、それを学校図書館にも拡大していくという、そういうところですね。

○事務局 はい。

○議長 ありがとうございます。

○委員 別件、よろしいですか。

○議長 はい。

○委員 9ページの運営方針3の「読書環境の充実」の中ですけれども、まず、文言なんですけれども、本文の4行目、「市立図書館司書」、これ指定管理した中で設置していただくわけですよ。「学校図書館司書や学校図書館主担者教諭」と書いてありますけれども、「学校図書館司書」という言葉もあるんですが、文科省のほうは、「学校司書」と言ってるじゃないですか。ですから平成26年の学校図書館のほうのところに出てきたときに、「学校司書」という言葉を使ってるよ。

現実には、この書いていただいている「学校図書館司書」もかなり世間に通ってるんですけども、多分、法的には「学校司書」のことを言ってるんじゃないかなと思います。

まだ、正式な資格が決まなくて、多分大学のように今カリキュラムをつくっていただいて、要請していくという、まだ段階であったと思いますけれども、将来的には「学校司書」というのも一つの形が固まってくるだろうと言われてるんですけども、

ちょっと、この文言を調べていっていただきたいなと思います。

○事務局 はい。

○委員 それから、ここの内容なんですけれども、「合同研修会」とか書かれてるわけですから、先ほど、図書自体の学校との連携ですけれども、今度は人ですね。だから、その現実、これが難しいと思うんです。

学校側としても市立図書館との連携が全然できない。本の貸し出しだけはずっと前からやっていただけてますけれども、そういう人同士の連携、協議会みたいなものはなかなかできてないわけですから、これもまた学校教育とタイアップしなければいけない中身ですけれども、ここをしなければ、やっぱりこの目標を達成できていないんじゃないかなと。ここのシステムをどんなふうにつくるかということだと思うんですね。

それと、結局、学校司書という部分は先生とは限らない部分なんです。ボランティアでもいいわけです。現実には、各学校図書館には、地域の地域のボランティアの方がいろいろ入っていただいて、図書室オープンとか、いろんなことをやっていただいていますね。図書室の整備とかやっていただけてますから、そこはやっぱり一つの協議会というか、ともに考えていくところをつくっていかないといけないんじゃないかなと。

考え方としては、これまで学校の先生ばかりに任せ過ぎてた。いわゆる学校図書館については学校側ばかりに任せていたということじゃなかったかなと。

そこは、少し考え方もかえていって、学校の先生の意見を伺いながら、やっぱり運営をもっと広い協力体制でつくっていくんだというようなビジョンをしっかりと立てていただきたい。

そのためには、研修会だけじゃなくて、冒頭のそういう協議会というか、というものがあつたらいいのになというふうに意見として述べます。

○事務局 ありがとうございます。

○委員 確認してもらいたいんですが、「学校司書」そして「主担の教諭」プラス「司書教諭」というのもあるんで。

○事務局 はい。あります。

○委員 「主担の教諭」とまた「司書教諭」は違うと思うんです。そこら辺、調べたほうがいいと思いますね。

○委員 「司書教諭」は置かないといけなくなったので。配置はされてるんですが、実際には、図書担当人になれないとか。

○委員 そうなんです。

○委員 先生は入ってるけれども、その仕事はその方にはできないと。名目だけは置ける、ということで学校にはいらっしやる。1人以上置くことになっているので、人事的には配属される。

○委員 実態はそうでしょうけれども、一応、ここは文言で、「司書」と「司書教諭」はまた役割が違うわけですから、それはしっかり入れておいてもいいかなと。

○事務局 はい。わかりました。

○委員 一番下の「図書館の充実」のところ、障がいがある子供に対する取り組

み」というところでは、音訳や点字、LLという、そういう図書にかわるようなものも、量的にはどれぐらいのものを考えておられるのかなという。結構、障がいがあつてなかなか字が入ってこない子供がいて、音声で本を聞かせるというようなことや、もちろん点字も含めてなんですけれども、そういった種類の本というのはどれぐらいをカバーされるのかなと。

○事務局 量については、まだ具体的なものはないんですけれども、運営方針の1の取り組みの「蔵書数の拡充と充実」のところでも、高齢者も障害者等にはやさしく、読みやすい本ということで、市立図書館になりますので、関心の高い本ばかりではなくて、公共的な施設として点字図書とかLLブックとかそういったところに力をかなり入れなければいけないというのは、行政としてはすごく思っています。そこを指定管理者にもしっかり伝えていったらいいのかなというふうに思っています。

○事務局 音訳のほうは確か200強はあるはずなんです。LLブックは、最近話題になって出ておりますが、これは今出てるのは十何冊ぐらいしか出ていないようなのですが、それは全てそろえました。

○委員 ありがとうございます。

○委員 また、別件でよろしいですか。

○議長 はい。どうぞ。

○委員 指定管理になったときに一番は行政がやってたものでなかなか難しいというところが、研修だと思うんです。

司書の方のスキルアップももちろん必要ですけれども、業種的には少数業種なので、結局、いろんな他館とか図書館もいろいろ協議会という組織とか、研究会組織とかいろいろな形も全国組織も2つ、3つあるようですけれども、年間何万円か会費を払ってでもそういう全国協議会みたいなどころに入ってやっていかれるのか、もうそのようなことは全然なのか。

○事務局 現在も入ってます。

○委員 じゃあ、この場合でも入れる。

○事務局 はい。

○委員 やっぱそういうところの研究会に参加できるかできないかというところで違うところがあると思います。あるいは、大学等で行われるセミナーとかいうものところに指定管理業者さんがその職員派遣をしておられるかおられないかとか、これまで社会教育を見てきても随分温度差があるんですね。

すごく職員のスキルアップにすごく頑張っておられて、会社経営自体を変えていってくれというぐらいまで、研修に参加させる指定管理の会社もあれば、そういうことは人的管理しかやっていないというのもこれまで見てきましたので、ここに書いていただいた文言はすごく重いと思います。

ですから、必ず、司書のみならず、職員の方々の図書館への思いがどんどん上がっていくようにということで、モチベーション自体もずっと上がっていくようなものにしていただきたいなと期待したいと思います。

○事務局　ありがとうございます。

○委員　運営方針4で、2番のところなんですけれども、「利用者へのアンケート調査」というところで、先ほどからも出てます自己評価とか自己点検とかも非常に重要なことだと思うんですけれども、この利用者アンケートというのは、今、ITも進んで、スマホであるとか、窓口はもちろんのこと、やはりそういうネットワークをうまく利用して若い世代から高齢者の方まで幅広くアンケートができるようにするべきじゃないかなと思います。

　　どういうアンケートの方向というのは決まっていますか。

○事務局　今までは紙だけだったので、アンケートの調査については、当然、ネット環境を整えれば可能だと思いますので、そういった形でやっていただくよう、それも指定管理者さんと、調整していければと思います。

○委員　はい。今おっしゃるように指定管理者が決まってから、それを進めていくべきことの内容というのは決まることも多々あるようですので、できる限り広く、また声を抽出できるようにはしていただけたらなと思います。

○事務局　今、先生の御意見の趣旨、先ほどからの先生の意見もそうですけれども、協議の前に、募集の際に、当然入れていかなければならない項目の1つだという認識しておりますので、この運営方針と指定管理者選定は別のものになりますけれども、そちらのほうに反映できるように考えてまいりたいと思っております。

○委員　よろしくをお願いします。

○委員　4番の「ボランティアの育成及び活動の支援」のところ、ボランティア向けの講座とか講演会の開催というのは当然大切なことだと思うんですけれども、市民の声を聞くという、そういうようなことをすごく重要視されてますし、すごく大事だと思いますし、運営が始まってからも、やっぱりどんどんよくなっていくという意味でも、例えば、市民が気軽に参加できるワークショップのような何か、こんな図書館も楽しいなみたいな、何かそういうテーマとか、子どもが本に親しむためにはどうしたらいいんだろうというので、親学びのほうで他市なんですけれども、そういうテーマでお母さん方とワークショップをしたこともあるんですけれども、お母さん方も参加されて話す中で、やっぱりこちらも勉強になるようないろんな意見を持ってらっしゃるんですね。だから、急にボランティアになろうというところまでは行かなくても、図書館が好きで本が好きの方が何か気軽に参加できるようなワークショップ等から市民の声を吸い上げていただきながら、それを定期的にやっていただけたらなというのは思いました。

○議長　はい。ありがとうございます。大半、御意見等は出尽くしたなというふうに思いますので、次の議題に入っていいいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長　議題3の「その他」として、何かございませんか。

事務局のほうからお願いします。

○事務局　先ほど、冒頭で御説明させていただいたんですけれども、今月の末に、教育委員会のほうにこの案、今日の御意見を踏まえて、修正したものを挙げさせていただ

きまして、6月に市民さんにパブリックコメントも実施しようと思います。

あと、市民さんからの御意見を踏まえて、またこの社会教育委員会議のほうで、今度は案をとっていく作業ということで、御議論をいただければと思っておりますので、7月の第2回の社会教育委員会議の中で、検討いただければと思います。

○議長 はい。わかりました。ありがとうございます。

○委員 ちょっとした報告で、社会教育主事講習というのが毎年行われておりまして、今年度は、大阪教育大学が会場になりまして、実施されます。もう既に、受講生の把握もかなり進んでおるので、今から何かというわけではないんですけども、とりあえずこういうのを実施しますということです。

その内容について、主事の養成のカリキュラムの見直しというのが、文科省のほうで進んでおりまして、実施は来年度なんです。ですけども、今年度から若干反映させようということで、先日の運営委員会でもこういうふうに報告いたしました。

どのような見直しかといいましたら、先ほど言いましたように、経営ですね。来年度からのカリキュラムでしたら、社会教育主事の講習だけではなくて、大学のカリキュラムの中で、生涯教育の計画論、これの科目ではなくて、経営論と、もう一つは支援論、こういうように変わります。

私は、経営の感覚というのは、決して、民間企業のようなものではないんですけども、民営化が広がってる状況において必要だろうと思っておりますので、今後、社会教育主事としての専門性の中で、今言ったような形で反映させようと思っておりますので、報告しておきます。以上です。

○議長 はい。ありがとうございます。

これで今日はもういろんな意見等々を受けまして、非常に皆さんも勉強になったかなというように思います。次回、議題3のことについては、今事務局のほうから御説明があったように、パブリックコメントのほうで、やっていくというようなことで。

○事務局 次回の日程は、また、後日にお知らせします。7月にやらせていただくということだけ御了承ください。

○議長 わかりました。では、本日も令和元年度第1回社会教育委員会議を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○委員 ありがとうございます。